

# 事務事業概要書

部名	保健所	課かい名	健康増進課
事務事業名	食育推進計画及び関連計画推進事業		

事業概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・第3次茅ヶ崎市食育推進計画（2021年～2030年）、第2次茅ヶ崎市健康増進計画（2021年～2030年）、第2次茅ヶ崎市歯及び口腔の健康づくり推進計画（2021年～2030年）について審議会および庁内連絡調整会議を開催し進捗管理をします。</li></ul>
------	---

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>食育基本法        (国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)</p> <p>第2条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。        (市町村食育推進計画)</p> <p>第18条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。</p> <p>健康増進法        (市町村による生活習慣相談等の実施)</p> <p>第17条 市町村は、住民の健康の増進を図るため、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士その他の職員に、栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する事項につき住民からの相談に応じさせ、及び必要な栄養指導その他の保健指導を行わせ、並びにこれらに付随する業務を行わせるものとする。</p> <p>2 市町村は、前項に規定する業務の一部について、健康保険法第63条第3項各号に掲げる病院又は診療所その他適当と認められるものに対し、その実施を委託することができる。        (市町村による健康増進事業の実施)</p> <p>第19条の2 市町村は、第17条第1項に規定する業務に係る事業以外の健康増進事業であつて厚生労働省令で定めるものの実施に努めるものとする。</p> <p>茅ヶ崎市歯及び口腔の健康づくりの推進に関する条例        (基本理念)</p> <p>第2条 歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策は、市民の自主的な取り組みを促進することを旨として、保健、医療、福祉、教育、食育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、推進されなければならない。        (歯及び口腔の健康づくり推進計画)</p> <p>第8条 市長は、前条各号に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定しなければならない。</p>

# 事務事業概要書

部名	保健所	課かい名	健康増進課
事務事業名	健康増進事業		

事業概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・生活習慣病やフレイル、歯科保健等の一次予防及び2次予防の推進のため、展示、広報紙、ホームページ等を活用した普及啓発を実施します。</li><li>・歯科保健の推進のためのイベントを実施します。</li><li>・県のアプリ「マイME-BYOカルテ」を活用した健康ポイント事業を実施します。</li><li>・保健師や管理栄養士等が、電話や窓口にて食生活、運動、その他、個人の健康に関する相談に対応します。</li></ul>
------	---

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>健康増進法</p> <p>(市町村による生活習慣相談等の実施)</p> <p>第17条 市町村は、住民の健康の増進を図るため、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士その他の職員に、栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する事項につき住民からの相談に応じさせ、及び必要な栄養指導その他の保健指導を行わせ、並びにこれらに付随する業務を行わせるものとする。</p> <p>2 市町村は、前項に規定する業務の一部について、健康保険法第63条第3項各号に掲げる病院又は診療所その他適当と認められるものに対し、その実施を委託することができる。</p> <p>(市町村による健康増進事業の実施)</p> <p>第19条の2 市町村は、第17条第1項に規定する業務に係る事業以外の健康増進事業であつて厚生労働省令で定めるものの実施に努めるものとする。</p> <p>茅ヶ崎市歯及び口腔の健康づくりの推進に関する条例</p> <p>(基本理念)</p> <p>第2条 歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策は、市民の自主的な取り組みを促進することを旨として、保健、医療、福祉、教育、食育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、推進されなければならない。</p> <p>(歯及び口腔の健康づくり推進計画)</p> <p>第7条 市は、歯及び口腔の健康づくりを推進するため、基本理念にのっとり、次に掲げる施策を策定し、及び実施するものとする。</p> <p>(1) 8020運動（80歳になっても自分の歯を20本以上保つための取り組みをいう。）の普及に関すること。</p> <p>(2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの次期における歯及び口腔の状態に応じた歯及び口腔の健康づくり推進に関すること。</p> <p>(略)</p>

# 事務事業概要書

部名	保健所	課かい名	健康増進課
事務事業名	栄養改善事業		

事業概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・栄養改善教室を実施します。</li><li>・ホームページやYouTube等も活用し、働き世代にも栄養・食生活に関する情報提供を行います。</li><li>・食生活改善普及運動月間等に展示等の普及啓発を実施します。</li><li>・ちがさき健康づくり講座（食生活改善推進員養成指定講座）を実施します。</li><li>・食生活改善推進団体への研修等育成を実施します。</li></ul>
------	---

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>健康増進法</p> <p>(市町村による生活習慣相談等の実施)</p> <p>第17条 市町村は、住民の健康の増進を図るため、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士その他の職員に、栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する事項につき住民からの相談に応じさせ、及び必要な栄養指導その他の保健指導を行わせ、並びにこれらに付随する業務を行わせるものとする。</p> <p>食育基本法</p> <p>(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)</p> <p>第2条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。</p> <p>(地方公共団体の責務)</p> <p>第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p>

# 事務事業概要書

部名	保健所	課かい名	健康増進課
事務事業名	がん検診事業		

事業概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・厚生労働省の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に従い、がんの早期発見・早期治療につながることを目的として、さらなる受診率向上を目指して積極的な広報活動を行い、胃・大腸・肺・乳・子宮のがん検診を実施します。</li><li>・個別の医療機関で行う施設検診については、茅ヶ崎医師会及び藤沢市医師会に委託し、各医療機関で個別に実施し、集団検診については、保健所を会場として毎月検診バスにより、胃・大腸・乳・子宮がん検診を実施します。</li><li>・対象者へ個別通知を発送します。</li></ul>
------	--

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>健康増進法      (市町村による生活習慣相談等の実施)</p> <p>第17条 市町村は、住民の健康の増進を図るため、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士その他の職員に、栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する事項につき住民からの相談に応じさせ、及び必要な栄養指導その他の保健指導を行わせ、並びにこれらに付随する業務を行わせるものとする。</p> <p>(市町村による健康増進事業の実施)</p> <p>第19条の2 市町村は、第17条第1項に規定する業務に係る事業以外の健康増進事業であつて厚生労働省令で定めるものの実施に努めるものとする。 (市町村による健康増進事業の実施)</p> <p>第4条の2 第4条の2 法第19条の2の厚生労働省令で定める事業は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>四 四十歳以上七十四歳以下の者であって高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第二十条の特定健康診査の対象とならない者（特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成二十年厚生労働省告示第三号）に規定する者を除く。次号において「特定健康診査非対象者」という。）及び七十五歳以上の者であって同法第五十一条第一号又は第二号に規定する者に対する健康診査</p> <p>五 特定健康診査非対象者に対する保健指導</p>

## 事務事業概要書

部名	保健所	課かい名	健康増進課
事務事業名	健康診査事業		

事業概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・心身の健康状態を自覚し、健康の保持増進を図るため、後期高齢者医療保険加入者及び40歳以上の生活保護受給者を対象者とし、9月から11月まで健康診査を実施します。</li><li>・実施については、茅ヶ崎医師会及び藤沢市医師会へ委託し、肝機能、貧血検査、糖尿病検査及び心電図検査等を行うとともに、健康診査票にフレイルに関する質問事項を掲載し、回答していただきます。</li><li>・8月下旬に対象者全員に受診券シール及び案内リーフレットを個別送付し、受診勧奨します。</li><li>・健康診査に係る記録管理及び委託料の支払いに保健所総合システムを活用します。</li><li>・神奈川県後期高齢者医療保険加入者については、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業を神奈川県後期高齢者医療広域連合から受託するにあたり、健診結果データをKDB（国民健康保険データベースシステム）へ連携し、高齢者の健康保持増進に活用しています。</li></ul>
------	--

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>健康増進法 (市町村による健康増進事業の実施)</p> <p>第19条の2 市町村は、第17条第1項に規定する業務に係る事業以外の健康増進事業であつて厚生労働省令で定めるものの実施に努めるものとする。</p> <p>健康増進法施行規則 (市町村による健康増進事業の実施)</p> <p>第4条の2 第4条の2 法第19条の2の厚生労働省令で定める事業は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>四 四十歳以上七十四歳以下の者であつて高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第二十条の特定健康診査の対象とならない者（特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成二十年厚生労働省告示第三号）に規定する者を除く。次号において「特定健康診査非対象者」という。）及び七十五歳以上の者であつて同法第五十一条第一号又は第二号に規定する者に対する健康診査</p> <p>五 特定健康診査非対象者に対する保健指導</p> <p>六 がん検診</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律 (高齢者保健事業)</p> <p>第125条 後期高齢者医療広域連合は、高齢者の心身の特性に応じ、健康教育、健康相談、健康診査及び保健 指導並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業（以下「高齢者保健事業」という。）を行うように努めなければならない。</p> <p>(高齢者保健事業の市町村への委託)</p> <p>第125条の2 後期高齢者医療広域連合は、当該後期高齢者医療広域連合の広域計画に基づき、高齢者保健事業の一部について、当該後期高齢者医療広域連合に加入する市町村に対し、その実施を委託することができるものとし、当該委託を受けた市町村は、被保険者に対する高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施を図る観点から、その実施に関し、国民健康保険保健事業及び地域支援事業との一体的な実施の在り方を含む基本的な方針を定めるものとする</p>

# 事務事業概要書

部名	保健所	課かい名	健康増進課
事務事業名	成人歯科歯周病検診事業		

事業概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳を対象として歯周疾患の早期発見・早期治療を促すため、歯科医療機関にて、歯周組織検診を実施し、その結果を基に適切な保健指導を行います。</li><li>・検診内容として、歯の状況（健全歯・未処置歯・処置歯等）の確認から歯周組織及び口腔清掃の状況確認、その他の所見として歯並びやかみ合わせの確認を診査します。</li></ul>
------	--

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>健康増進法</p> <p>(市町村による健康増進事業の実施)</p> <p>第19条の2 市町村は、第17条第1項に規定する業務に係る事業以外の健康増進事業であつて厚生労働省令で定めるものの実施に努めるものとする。</p> <p>茅ヶ崎市歯及び口腔の健康づくりの推進に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、歯及び口腔の健康づくり(歯及び歯周組織の健康を保持増進し、並びに口腔機能を維持することをいう。以下同じ。)が全身の健康の保持増進及び生活習慣病等の重症化の防止並びに生活の質の維持向上に資するものであることに鑑み、歯及び口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、並びに市民、市及び歯科医師等の責務並びに教育関係者等及び事業者の役割を明らかにするとともに、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第2条 歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策は、市民の自主的な取組を促進することを旨として、保健、医療、福祉、教育、食育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、推進されなければならない。</p> <p>(基本的施策)</p> <p>第7条 市は、歯及び口腔の健康づくりを推進するため、基本理念にのっとり、次に掲げる施策を策定し、及び実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりを推進するために必要な事項</p> <p>(略)</p>

# 事務事業概要書

部名	保健所	課かい名	健康増進課
事務事業名	口腔がん検診事業		

事業概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・口腔がんや前がん病変を早期発見することを目的に、茅ヶ崎歯科医師会へ委託し、年2回集団検診を実施します。</li><li>・口腔がん専門医と歯科医により、口腔内及び頸部リンパ節等のチェックを行い、口腔内の疾患や前がん病変を発見し、必要に応じ専門の医療機関を紹介します。</li></ul>
------	--

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>茅ヶ崎市歯及び口腔の健康づくりの推進に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、歯及び口腔の健康づくり(歯及び歯周組織の健康を保持増進し、並びに口腔機能を維持することをいう。以下同じ。)が全身の健康の保持増進及び生活習慣病等の重症化の防止並びに生活の質の維持向上に資するものであることに鑑み、歯及び口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、並びに市民、市及び歯科医師等の責務並びに教育関係者等及び事業者の役割を明らかにするとともに、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第2条 歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策は、市民の自主的な取組を促進することを旨として、保健、医療、福祉、教育、食育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、推進されなければならない。</p> <p>(基本的施策)</p> <p>第7条 市は、歯及び口腔の健康づくりを推進するため、基本理念にのっとり、次に掲げる施策を策定し、及び実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 口腔に発生するがん等の対策に関すること。</p> <p>(略)</p>

# 事務事業概要書

部名	保健所	課かい名	健康増進課
事務事業名	肝炎ウイルス検診事業		

事業概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・40歳の市民に対して、肝炎ウイルス検診個別勧奨事業としての無料受診券シールを送付し、受診勧奨をします。</li><li>・41歳以上で肝炎ウイルス検診を受ける機会がなかった希望者に対して、受診券シールを発行・送付します。</li><li>・茅ヶ崎医師会及び藤沢市医師会に委託し、4月から翌年2月まで医療機関で検診を実施します。</li></ul>
------	--

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>健康増進法</p> <p>(市町村による健康増進事業の実施)</p> <p>第19条の2 市町村は、第17条第1項に規定する業務に係る事業以外の健康増進事業であつて厚生労働省令で定めるものの実施に努めるものとする。</p>

# 事務事業概要書

部名	保健所	課かい名	健康増進課
事務事業名	食育推進事業		

事業概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・食育月間において、展示、広報紙等を活用し普及啓発を実施します。</li><li>・食の安全への理解を深めることができるよう、周知活動や講演会等を実施します。</li></ul>
------	---

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>食育基本法</p> <p>(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)</p> <p>第2条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。</p> <p>(地方公共団体の責務)</p> <p>第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p>

事務事業概要書

部名	保健所	課かい名	健康増進課
事務事業名	後期高齢者保健事業		

事業概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・神奈川県後期高齢者医療広域連合からの受託事業として、後期高齢者を対象に高齢者の保健事業を実施します。実施に当たっては一般介護予防事業及び国民健康保険の保健事業とも連携し、高齢者の保健事業と介護予防事業に一体的に取り組みます。</li><li>・KDBシステム等を活用し地域の健康課題の整理・分析を行い、高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）と通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）を行います。</li><li>・ハイリスクアプローチでは、低栄養防止と健康状態が不明な高齢者の状態把握を行います。また5年度より糖尿病性腎症重症化予防を目的として受診勧奨事業を行います。</li><li>・ポピュレーションアプローチでは、通いの場等において、低栄養・フレイル予防などの地域の課題に対応した健康教育や健康相談を実施します。</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>・神奈川県後期高齢者医療広域連合からの受託事業以外COPD普及啓発事業、民間事業者との協力により、75歳以上のCOPD疾患のハイリスク者への受診勧奨個別通知による普及啓発を行います。（令和4年度から5年度事業）</li></ul>
------	---

法的 実施根拠	あり
<p>高齢者の医療の確保に関する法律 (高齢者保健事業)</p> <p>第一百二十五条 後期高齢者医療広域連合は、高齢者の心身の特性に応じ、健康教育、健康相談、健康診査及び保健指導並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業（以下「高齢者保健事業」という。）を行うように努めなければならない。</p> <p>2 後期高齢者医療広域連合は、高齢者保健事業を行うに当たつては、医療保険等関連情報を活用し、適切かつ有効に行うものとする。</p> <p>3 後期高齢者医療広域連合は、高齢者保健事業を行うに当たつては、市町村及び保険者との連携を図るとともに、高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、高齢者保健事業を効果的かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細かなものとするため、市町村との連携の下に、市町村が実施する国民健康保険法第八十二条第五項に規定する高齢者の心身の特性に応じた事業（次条第一項において「国民健康保険保健事業」という。）及び介護保険法第百十五条の四十五第一項から第三項までに規定する地域支援事業（次条第一項において「地域支援事業」という。）と一体的に実施するものとする。</p> <p>（略） (高齢者保健事業の市町村への委託)</p> <p>第125条の2 後期高齢者医療広域連合は、当該後期高齢者医療広域連合の広域計画に基づき、高齢者保健事業の一部について、当該後期高齢者医療広域連合に加入する市町村に対し、その実施を委託することができるものとし、当該委託を受けた市町村は、被保険者に対する高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施を図る観点から、その実施に関し、国民健康保険保健事業及び地域支援事業との一体的な実施の在り方を含む基本的な方針を定めるものとする。この場合において、後期高齢者医療広域連合は、当該委託を受けた市町村に対し、委託した高齢者保健事業の実施に必要な範囲内において、自らが保有する被保険者に係る療養に関する情報又は健康診査若しくは保健指導に関する記録の写しその他高齢者保健事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供することができる。</p>	

# 事務事業概要書

部名	保健所	課かい名	健康増進課
事務事業名	こども予防接種事業		

事業概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・予防接種法に位置付けられている定期予防接種について、医療関係団体等に委託することにより実施するとともに、接種対象者に対して接種勧奨を行います。 (令和5年4月1日から、9価の子宮頸がん予防ワクチンの2回接種及び3回接種が定期接種化されました。)</li><li>・里帰り出産等により、委託医療機関以外の医療機関で接種した方に対する償還払いを実施します。</li><li>・子宮頸がん予防ワクチンについて、積極的接種勧奨を差し控えた期間に接種できなかつた方（平成9年～平成17年度生まれの女子が対象）へのキャッチアップ接種の実施に伴い、未接種者へは勧奨通知を送付します。</li></ul>
------	---

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>○予防接種法</p> <p>(市町村長が行う予防接種)</p> <p>第5条 市町村長は、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、当該市町村の区域内に居住する者であって政令で定めるものに対し、保健所長(特別区及び地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第5条第1項の規定に基づく政令で定める市(第10条において「保健所を設置する市」という。)にあっては、都道府県知事)の指示を受け期日又は期間を指定して、予防接種を行わなければならない。</p>

事務事業概要書

部名	保健所	課かい名	健康増進課
事務事業名	予防接種事業		

事業概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・接種日現在65歳以上、及び60歳～64歳で心臓・じん臓・呼吸器又は免疫の機能障害により身体障害者手帳1級相当の障がいを有する人を対象として、高齢者インフルエンザ予防接種を実施します。</li><li>・年度末現在65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる人及び60歳～64歳で心臓・じん臓・呼吸器又は免疫の機能障害により身体障害者手帳1級相当の障がいを有する人を対象として、高齢者肺炎球菌予防接種を実施します。</li><li>・平成2年4月1日以前生まれで妊娠を希望する女性、妊娠している女性のパートナー、昭和54年4月2日から平成2年4月1日以降までに生まれた男性を対象者として、風しん予防接種を実施します。</li><li>・風しん対策として、定期予防接種の機会のなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性を対象に、2019年から2021年度末までの3年間、風しん抗体検査の結果が陰性だった者に対して、全国で原則無料で、風しん定期予防接種を実施しておりましたが、令和4年2月16日付け厚生労働省通知に基づき、実施期限を令和7年3月31日まで3年間延長のうえ実施します。</li><li>・施設入所等のやむを得ない事情により、委託医療機関以外の医療機関で接種したものに対する償還払いを実施します。（高齢者肺炎球菌、高齢者インフルエンザ予防接種）</li></ul>
------	---

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>○予防接種法</p> <p>(市町村長が行う予防接種)</p> <p>第5条 市町村長は、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、当該市町村の区域内に居住する者であって政令で定めるものに対し、保健所長(特別区及び地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第5条第1項の規定に基づく政令で定める市(第10条において「保健所を設置する市」という。)にあっては、都道府県知事)の指示を受け期日又は期間を指定して、予防接種を行わなければならない。</p>

# 事務事業概要書

部名	保健所	課かい名	健康増進課
事務事業名	予防接種健康被害救済事業		

事業概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・予防接種に起因する健康被害者の救済費として、対象者に障害年金及び医療手当を支給します。</li><li>・健康被害発生時に、予防接種健康被害調査会を開催します。</li></ul>
------	---

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>○予防接種法 (健康被害の救済措置)</p> <p>第15条 市町村長は、当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種等を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、次条及び第17条に定めるところにより、給付を行う。</p> <p>(略)</p>

# 事務事業概要書

部名	保健所	課かい名	健康増進課
事務事業名	新型コロナワクチン接種事業		

事業概要	<p>国は、新型コロナウイルス感染症の疫学的状況及び変異、ワクチン接種による免疫の基礎的知見、ワクチンの有効性に関する科学的知見を踏まえ、重症化リスクを減らすことを目的とし、予防接種法の臨時接種に関する特例を設け、厚生労働省の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において新型コロナワクチンにおける予防接種を実施します。</p> <p>令和5年度の1年間は、現行の特例臨時接種の実施期間を延長することとし、その事業期間の延長により、個別医療機関等において、引き続き接種の機会を確保し、追加接種可能な全ての年齢の者を対象として秋から冬（9月以降）に1回、重症化リスクが高い者などには、春から夏（5月から8月）に前倒してさらに1回接種を行うこととしています。</p> <p>また、従来型ワクチンによる初回接種も引き続き実施します。</p> <p>なお、小児（5歳から11歳）及び乳幼児（生後6か月から4歳）につきましては、接種できる期間が短かったことから、現在の接種を継続します。</p> <p><b>【開始時期】</b> 春夏の接種は、5月8日から開始することとし、これに伴い、12歳以上の者に対する令和4年秋開始の接種は、5月7日をもって終了となります。 ※秋冬の接種は9～12月を予定しています。</p> <p><b>【対象者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>①令和5年春開始接種（5月8日から8月） 初回接種（1・2回目）を終了した、65歳以上の高齢者、5歳以上の基礎疾患を有する方、その他重症化リスクの高い方、医療従事者</li><li>②令和5年秋開始接種（9月から）初回接種（1・2回目）を終了した5歳以上の方</li></ul> <p>今後も國の方針に基づき、必要な接種体制の確保に努めます。</p>
------	--

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>(臨時に行う予防接種)</p> <p>第6条 都道府県知事は、A類疾病及びB類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行うよう指示することができる。</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項に規定する疾病のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、同項の予防接種を都道府県知事に行うよう指示することができる。</p> <p>3 厚生労働大臣は、B類疾病のうち当該疾病にかかった場合の病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、政令の定めるところにより、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。</p>